

1, 4-ジオキサンの暫定排水基準の適用期間延長

環境省は、水質汚濁防止法第 3 条第 1 項及び第 27 条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 24 年環境省令第 15 号)の一部を改正しました。

省令の改正により、エチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業については、平成 27 年 5 月 24 日までに一般排水基準を達成することが困難と考えられることから、排水実態及び導入可能な処理技術等の状況を踏まえ、さらなる取り組みに必要な期間(3 年間)、暫定排水基準を強化(現行基準 10mg/L→新基準 6mg/L)し、延長することが適当であるとされたためです。

この省令は、平成 27 年 5 月 25 日から施行とされています。

当社では、環境基準項目である 1,4-ジオキサンの分析を始め、環境水、地下水、排水の分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2015 年 5 月 1 日付 官報

測定技術箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(光和精鉱株式会社)
- [2. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(杉田建材株式会社)
- [3. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
(株式会社神鋼環境ソリューション)
- [4. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定申請について](#)
(ゼロ・ジャパン株式会社)
- [5. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定申請について](#)
(三池製錬株式会社)
- [6. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定申請について](#)
(JX金属若小牧ケミカル株式会社)

「トリクロロエチレンの排水基準等の見直し(答申)」について

平成 27 年 4 月 21 日に開催された中央環境審議会水環境部会(第 37 回)において、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(報告)」が取りまとめられ、同日付けで環境大臣への答申がなされました。

〈答申の概要〉

トリクロロエチレンに関する水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の新たな基準値は、以下の通りとすることが適当とされました。

- 排水基準
0.1mg/L(現行 0.3mg/L)
- 特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件(地下浸透基準)
0.002mg/L(現行据え置き)
- 地下水の浄化措置命令に関する浄化基準
0.01mg/L(現行 0.03mg/L)

今後、環境省ではトリクロロエチレンに関する排水基準等について、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の改正を行う予定です。

当社では、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 27 年 4 月 23 日付 環境省ホームページ
測定技術箇所 野村咲子

- [7. 悪臭防止法・騒音規制法・振動規制法の施行状況](#)
(平成 25 年度)
- [8. RoHS 指令附属書 II 改訂案を公表](#)
- [9. RoHS 指令の附属書 IV の適用除外用途を改訂](#)



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。